○文部科学省告示第百四十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（書跡・典籍の部）

上欄		中欄		下欄			
名称及び員数	関係告示	名称及び員数		名称及び員数		所有者	所有者の住所
三千院円融蔵典籍文書類　三千二十一点	昭和六十三年文部省告示第七十七号	三千院円融蔵典籍文書類　五千三百五十点	鉄子 文保二年七月の針銘がある	一対	昭和三十三年文化財保護委員会告示第七号	宗教法人三千院	京都府京都市左京区大原来迎院町五四〇
			銅鑼 文保戊午年七月廿一日施入の刻銘がある	一口			
			一、鞴 一、障泥 一、鞍褥 一、毛氈 一、差縄 附一、黒漆鞍 一、面繋 一、胸繋 一、尻繋 一、鼻革 一、鞴 一、障泥 一、鞍褥 一、馬氈 一、力革残欠	一双 一双 二枚 一枚 二条 一背 三懸 三懸 一枚 三双 三双 四枚 二条			
		三千院円融蔵典籍文書類　八千三百七十一点	鉄子 銅鑼 各に文保戊午年七月廿一日施入の刻銘がある	一対 一口		宗教法人教王護国寺	京都府京都市南区九条町一
			一、轡 一、輪鐙 一、面繋 一、胸繋 一、尻繋 一、鞴 一、障泥 一、鞍褥 一、毛氈 一、力革 一、差縄 附一、黒漆鞍 一、面繋 一、胸繋 一、尻繋 一、鼻革 一、鞴 一、障泥 一、鞍褥 一、馬氈 一、力革残欠 一、飾鞍図	一口 一双 二懸 二懸 二懸 一双 一双 二枚 一枚 二条 三背 三懸 三懸 三懸 一枚 三双 三双 三枚 四枚 二条 一巻		